

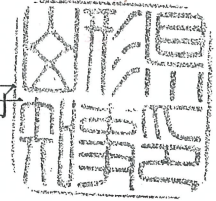
特別管理産業廃棄物処分業許可証

山形県山形市久保田二丁目1番47号
東北クリーン開発株式会社
代表取締役 井上洋輔

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

山形県知事 吉村 美栄子



許可の年月日 令和 2 年 7 月 7 日

許可の有効年月日 令和 9 年 7 月 6 日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

記号	処分方法	記号	処分方法	記号	処分方法
C	焼却処分				

再複写無効

(2) 処分の方法ごとに区分した取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

(別表1) のとおり

2 事業の用に供するすべての施設

(別表) のとおり

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 5年 7月 7日	許可
平成10年 7月 7日	許可の更新
平成15年 7月 7日	許可の更新
平成16年 8月30日	事業範囲の変更許可
平成20年 7月 7日	許可の更新
平成24年 3月 9日	優良確認
平成27年 7月 7日	許可の更新
令和 2年 7月 7日	許可の更新、優良認定
令和 4年 5月30日	代表者の変更

5 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無

(有) ・ 無

これは許可証の写しです。当社の朱印の無いものは
無効であり、当社では一切責任を負いません。

令和 2 年 7 月 7 日
東北クリーン開発株式会社

(別表1)

番号	特別管理 産業廃棄物区分	取扱	注釈									
1	令第1号		廃油（揮発油類、軽油類及び灯油類に該当するもの）									
2	令第2号		廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの）									
3	令第3号		廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの）									
4	令第4号	C	感染性廃棄物									
5 イ	令第5号イ		(廃PCB等)									
5 ロ	令第5号ロ		(PCB汚染物)									
5 ハ	令第5号ハ		(PCB処理物)									
5 ニ	令第5号ニ		(廃水銀等)									
5 ト	令第5号ト		(廃石綿等)									
5	令第5号ホ、へ及びチ〜ル	枝番	a	b	c	d	e	f	g	h		
	枝番	有害物質名	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉱さい	ばいじん	指定 下水汚泥		
1		アルキル水銀化合物										
2		水銀又はその化合物										
3		カドミウム又はその化合物										
4		鉛又はその化合物										
5		有機燐化合物										
6		六価クロム化合物										
7		砒素又はその化合物										
8		シアン化合物										
9		PCB										
10		トリクロロエチレン										
11		テトラクロロエチレン										
12		ジクロロメタン										
13		四塩化炭素										
14		1, 2-ジクロロエタン										
15		1, 1-ジクロロエチレン										
16		シス-1, 2-ジクロロエチレン										
17		1, 1, 1-トリクロロエタン										
18		1, 1, 2-トリクロロエタン										
19		1, 3-ジクロロプロペン										
20		チウラム										
21		シマジン										
22		チオベンカルブ										
23		ベンゼン										
24		セレン又はその化合物										
25		1, 4-ジオキサン										
26		ダイオキシン類	C						C			
27												
28												
29												
30												
6	令第6号		法第2条第4項第2号廃棄物の焼却施設集塵施設で集められたばいじん									
7	令第7号		ダイオキシン類を基準以上含むばいじん又は燃え殻及びこれらを処分のため処理したもの									
8	令第8号		ダイオキシン類を基準以上含む汚泥及び当該汚泥を処分のため処理したもの									
9	令第9号		ばいじん（集塵施設で集めた法第2条第4項第2号廃棄物に限る）									
10												

【注1】「令第1号」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第1号の意

【注2】表中の「」は、取り扱えないことを示す

【注3】表中のアルファベットは、処分方法を示す。例えば、「事業の区分」において、「記号」に「A 中間処理（中和）」とある場合、別表1の番号3（令第3号）の「取扱」欄に「A」とあれば、「中間処理（中和）：廃アルカリ（水素イオン濃度（pH）12.5以上のもの）」の意。

特別管理産業廃棄物処分業許可証

許可番号 第 00671001942号

(別表) 事業の用に供するすべての施設

1	施設の種類	焼却施設
	設置場所	山形県東村山郡中山町大字土橋字北ノ沢1146番3外3筆
	設置年月日	平成14年11月10日
	処理能力	3,333kg/h、80t/日(24時間)
	許可年月日	平成13年12月12日
	許可番号	第208-52号
	施設の種類	以下余白
	設置場所	
	設置年月日	
	処理能力	
	許可年月日	
	許可番号	
	施設の種類	
	設置場所	
	設置年月日	
	処理能力	
	許可年月日	
	許可番号	
	施設の種類	
	設置場所	
	設置年月日	
	処理能力	
	許可年月日	
	許可番号	
	施設の種類	
	設置場所	
	設置年月日	
	処理能力	
	許可年月日	
	許可番号	
	施設の種類	
	設置場所	
	設置年月日	
	処理能力	
	許可年月日	
	許可番号	
	施設の種類	
	設置場所	
	設置年月日	
	処理能力	
	許可年月日	
	許可番号	